

大消予第880号  
令和3年9月8日

一般社団法人 大分県産業資源循環協会  
会長 加藤 晴夫 殿

大分市消防局

予防課長 飯田 譲治



産業廃棄物処理施設に係る適正な管理等について（お願い）

平素より、本市消防行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年9月8日、大分市下郡の産業廃棄物処理場で、リチウムイオン電池が原因と思われる火災が発生しました。

リチウムイオン電池の電解液は、消防法において、第4類第2石油類に該当することから、例えば、直径18mm、高さ65mmの円筒型リチウムイオン電池では約50万本以上貯蔵または取扱いを行えば、その場所（施設）は消防法上の貯蔵又は取扱いの対象となり、危険物施設とする必要があります。また、10万本以上であれば少量危険物施設に該当します。

つきましては、類似施設での火災予防の観念から、協会員に取扱う数量の把握（上記数量に該当すれば消防機関に許可又は届出が必要）と適正な管理の周知をお願いします。

【問い合わせ先】  
大分市消防局予防課  
担当：牧・山崎  
電話：097-532-3199